新年のごあいさつ

岩手県中小企業団体中央会

会長　　鈴 木　宏 延

あけましておめでとうございます。

平成２２年の新春を迎え、本会会員の皆様並びに関係各機関の皆様に謹んで新春のお慶びを申し上げます。

昨年、県内で最も多く最も大きく取り上げられた話題といえば、花巻東高等学校野球部の春夏に亘る甲子園での大活躍ではなかったかと思います。その一試合一試合の活躍には、岩手県民の多くが感動し勇気づけられました。

翻って、昨年の中小企業を取り巻く経済環境は、一部に持ち直しの動きが見られたものの、急激な需要不足の影響から、受注高や売上の不振等が甚だしく、特にも地方経済においては極めて厳しい状況が続きました。

そうしたなか、昨年は大きな変化として政権交代がありました。政府による事業仕分けの実施等により、我々中央会の事業におきましても、ものづくり支援や商店街支援といった分野において、少なからず影響のでてくることが懸念されましたが、中央会として、様々なチャンネルを通じ、こうした支援事業がなくならないよう国等への要望を強力に実施したところ、結果としてかたちを変えて予算に盛り込まれるところとなりました。

国においては、経済面で今後デフレスパイラルに陥らないよう、そしてまた、景気がいわゆる二番底とならないよう、適切かつ強力な景気浮揚策の実行が望まれます。

しかしながら、財政面からも政策的な面からも、今後は公共投資の再拡大等は望めず、地域においてはそれぞれの創意工夫と地域資源活用による地域振興がますます重要となってきております。

そうした意味では、今こそ、中小企業が有する機動性・創造性の発揮や組合の基本理念のひとつである「相互扶助の精神」といったものがより大事に、より大切になってきているものと思います。

我が国経済の大宗を占める中小企業が活力を取り戻さない限り、本当の意味での景気回復にはつながりません。

今年こそ、中小企業が「機動性・創造性」を発揮し、組合等の連携組織による「相互扶助の精神」に則った連携プレーにより、この厳しい局面を乗り切り、良い年としたいものです。

中央会といたしましても、その守備範囲を広げつつ、中小企業及び中小企業連携組織の皆様のニーズに的確に対応できるよう努めてまいります。皆様のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びにあたり、皆様にとりまして、今年一年が充実したより良い年となりますよう、ご祈念申し上げ念頭のご挨拶といたします。

年頭のごあいさつ

岩手県知事

達 増　拓 也

新年明けましておめでとうございます。

岩手県中小企業団体中央会並びに会員の皆様に、謹んで新春のごあいさつを申し上げます。

皆様方におかれましては、日ごろから、中小企業組合の事業活動などを通じて本県商工業の発展に御尽力を賜り、深く敬意を表しますとともに、感謝申し上げます。

昨年は、一昨年から続く世界的な不況が国内経済に大きな影響を及ぼし、本県経済にとっても大変厳しい一年となりました。

そのような中、貴会におかれましては、危機的状況を打破すべく、本県中小企業者のニーズに的確に対応した「ものづくり中小企業製品開発等支援事業」、「農商工連携等人材育成事業」並びに「地域資源活用企業化コーディネート活動等支援事業」等の事業を展開され、その卓越した指導力を発揮されているところであり、また、会員の皆様におかれましても、各地域の産業振興の牽引役として、県産農林水産物の６次産業化や魅力的な共同施設の設置運営等、積極的に取り組まれており、その一つ一つの積み重ねが今後の本県全体の産業振興につながるものと大いに期待しているところであります。

県といたしましても、社会環境が急激に変化する時代にある今だからこそ、県民の皆様と共有できる将来を見据えたしっかりとしたビジョンが必要と考え、昨年 12 月に、ゆたかさ・つながり・ひとの３つの視点で、「いっしょに育む『希望郷いわて』」を基本目標とする「いわて県民計画」を策定しました。

この計画では、岩手の未来をつくる７つの政策のひとつとして、岩手の多彩な資源と知恵を生かした産業、地域や分野を越えた産業が展開されるとともに、一人ひとりの能力や、やる気を生かした雇用が確保される「産業創造県いわて」の実現を目指すこととしております。そのために、企業や団体、ＮＰＯ、大学等、多様な主体と連携しながら、国際競争力の高いものづくり産業の振興、地域資源型産業の振興、次代につながる新たな産業の育成、商業・サービス業の振興等の様々な施策を着実に推進して参る所存ですので、皆様には一層の御理解と御支援をお願い申し上げます。

貴会におかれましても、会員相互の一層の連携の下、引き続き、経済情勢の変化に対応した産業振興や雇用の確保等の取り組みにより、本県商工業の発展のために御協力を賜りますようお願い申し上げます。

年頭に当たり、皆様のますますの御健勝と御多幸を心からお祈りいたしまして、新年のごあいさつといたします。

年頭のご挨拶

全国中小企業団体中央会

会長　　鶴 田　欣 也

新年明けましておめでとうございます。

平成２２年を迎えるにあたり、全国の中小企業の皆様並びに組合をはじめとする中小企業連携組織関係の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年６月に佐伯前会長からバトンを引き継ぎ、会長として初めて迎える新年であります。

昨年は、政権の交代という大きな変化がありました。中央会関係についても、組合法施行６０周年･団体法施行５０周年記念式典が開催されるなど節目の年でした。景況は、過去最大規模の経済対策等により、最悪期を脱し、持ち直しつつあると言われましたが、経済効果の息切れとともに、二番底に陥る懸念が広がりました。中小企業は、大幅な需要不足に基づく競争激化により、低価格受注や販売単価の下落に苦しみ、デフレリスクが強まり、雇用問題が一層深刻化し、先行きが見通せない経済社会情勢の中で、新年を迎えることとなりました。

本年こそは、自律的な景気回復軌道に乗る年としたいものでありますが、円高、設備投資の抑制、消費者心理の冷え込み、公共投資の削減など景気への懸念材料が多く、先行きは極めて厳しい状況にあります。

このような情勢下にあって、中小企業がわが国経済の活力の源泉として、その役割を果たしていくためには、成長するアジア諸国との連携による外需拡大、低炭素社会や健康長寿社会の実現に向けた成長産業への積極的な内需振興等を図り、自らがグローバル化、環境・エネルギー技術の高度化、健康・医療・介護サービスの高付加価値化に積極的に取り組むことが必要であります。

一方において、経営環境の厳しさが続く中では、経営資源に制約のある中小企業は、個々では解決し難い課題も多く、中小企業組合をはじめとするネットワーク組織を活用し、経営資源を相互補強することにより、新事業を展開していくことが重要であります。

本年は、予算編成、税制改正、経済成長戦略の策定や地域主権・地方分権の推進など、景気を含めて中小企業をとりまく環境は、激しく変化することが予想されます。

このような中にあって、ブロック会長会への出席、トップセミナーの開催などを通じて、都道府県中央会の会長との対話の場をつくり、「開かれた中央会」を実現し、中央会及び組合等連携組織の発展に全力をあげて参る所存であります。

中小企業並びに中小企業連携組織関係の皆様におかれましては、極めて厳しい情勢下にはありますが、新たな年を迎え、決意を新たに中小企業の振興・発展のために力強く邁進されますことをご期待申し上げますとともに、本年が皆様にとってよい年となりますようご祈念申し上げまして、私の年頭のご挨拶と致します。

新年のごあいさつ

岩手県市長会

会長　　谷 藤　裕 明

新年あけましておめでとうございます。

岩手県中小企業団体中央会の皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

また、日ごろから、県内の中小企業の育成と強化に努められるとともに、組織連携の充実・強化をはじめとした様々な対策に取り組まれ、地域経済の発展に尽力されていることに対し、改めて深く敬意を表する次第であります。

さて、我が国の経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機の影響もあり、近年にない景気後退に直面しております。物価が持続的な下落状態にあるデフレ不況にあえぐ中、年末には中東ドバイ・ショックによる円高、株価安が追い打ちをかけるなど、中小企業はもちろんのこと農林水産業にまで大きな影響を与えており、企業を取り巻く環境はこれまで以上に厳しい状況となっております。

このような中、昨年 9 月に、政治主導、地域主導を掲げた鳩山新政権が発足。政府の行政刷新会議が平成 22 年度予算概算要求の「事業仕訳」を行うなど、旧来の政治や行政システムが大きな転換点を迎えておりますが、経済対策等についても、早期に景気回復ができるよう実のある政策に取り組み、地方にとって明るい年となることを期待しているところであります。

今、地方自治体は、真の地方分権へ向け国に対して積極的に働き掛ける一方、持続可能な地方財政確立のため、地域住民の協力を得ながら組織や事業のスリム化・効率化を図るなど徹底した行財政改革を推進しております。

企業におきましても、現下の厳しい景気動向から脱却し、大きく発展していくためにも、経営者が自ら経営革新を図り、それぞれの企業が持っている多様なノウハウとネットワークを活用し、相互に経営資源を補完し合いながら知識と技術を持ち寄り協同して取り組むことが必要と存じます。

皆様のなお一層の御尽力をお願い申し上げます。

岩手県市長会といたしましても、今後の情勢を的確に把握し、県内各都市との連携を一層深めながら、景気の早期回復と地域の活性化を図るための支援を積極的に推進してまいりたいと存じます。

終わりに、岩手県中小企業団体中央会をはじめ関係団体の限りない発展と会員皆様の御多幸を祈念いたしまして、年頭のごあいさつといたします。

年頭に寄せて

岩手県町村会

会長　　稲 葉　　暉

新年あけましておめでとうございます。

県中小企業団体中央会の会員の皆様におかれましては、新たな希望と決意を胸に、平成２２年の晴れやかな新春をお健やかにお迎えのことと、心からお喜び申し上げます。

さて、昨年８月に実施された総選挙の結果、「地域主権」の確立を掲げた民主党が政権を担うこととなりました。国においては様々な改革が打ち出されておりますが、真の地方分権改革を進めていくためには、地方の役割をより拡大させるとともに、町村が自己決定、自己責任の原則に基づいて、多様で個性豊かな地域づくりを行えるよう、地方自治の確立と財政基盤の確立を実現していくことが不可欠であるものと存じます。

我が国の経済は、一昨年秋に世界的な金融危機が発生し、世界経済が減速したなかで、輸出産業の減産が中小製造業の受注の大幅な減少をもたらすなど、中小企業の業況や資金繰りが急速かつ大幅に悪化したところであります。また、昨年１１月には、円相場が平成７年７月以来１４年ぶりの円高水準になり、政府及び日本銀行が日本経済の現状をデフレと認定し、景気の二番底を警戒するなど、経済情勢は今なお予断を許さない状況であります。

県内の景気も、個人消費に持ち直しの動きがみられるものの、製造業を中心に設備投資が大幅に減少するなど、県内の中小企業のおかれている現状は非常に厳しいものと認識しております。この他にも、厳しい価格競争、経済活動の国際化、地球規模での環境問題への適切な対応など各種の課題が引き続き山積しております。

これら諸課題の解決のために、県中小企業団体中央会が行う中小企業の指導・連絡活動、調査研究活動など多くの事業は、中小企業の健全な発展に欠くことのできないものであります。今後とも、中小企業の安定的な発展と豊かな社会を実現するため、役職員一丸となって各種事業の積極的な展開を図られ、中小企業の健全育成のためご尽力賜りますようお願いいたします。

県中小企業団体中央会の会員各位をはじめ関係者の皆様のますますのご健勝とご活躍をお祈り申し上げ、年頭に当たってのごあいさつといたします。

年頭のごあいさつ

株式会社商工組合中央金庫盛岡支店

支店長　　和 田　晴 朗

新年明けましておめでとうございます。

岩手県中小企業団体中央会並びに会員の皆さまにおかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のお引き立てを賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。

さて、昨年はリーマンショックなどを発端とする金融危機により世界経済の急速な悪化で幕を開けました。以降国内経済も盛り上がらず、雇用環境の悪化や個人消費の低迷などからデフレ懸念が強まりつつあります。本県も同様に、経済活動が低迷し、先行きが楽観できない状況が続いております。

しかしながら、「好況」と「不況」は必ず繰り返しやってくるわけですし、慌てず地道に努力をしていくことが大切であると思います。また、人口が減少していく少子高齢化という構造問題も今後の大きな変化の契機となるはずで、様々な課題に対して、冷静にかつ融通無碍に行動し、そして我々が「変通」していくことも必要なのではないでしょうか。

さて、手前共商工中金は一昨年１０月１日に「株式会社商工組合中央金庫法」として新たな一歩を踏み出しました。とほぼ同時に、政府の経済対策が発せられ、その中の「危機対応業務」を担っております。こうした環境下、昨年５月には、この「危機対応業務」の事業規模が４．２兆円に拡大され、政府から１，５００億円の資本増強が行われました。求められる役割の大きさを十分認識し、政府や中小・中堅企業の皆さまの熱い期待にしっかりとお応えすべく、セーフティネット機能の発揮を最優先に全力をあげて取り組んできたところです。

今年も厳しい経済・金融環境が続くことが予想されますが、引き続き皆さまからのご相談に、懇切、丁寧かつ迅速に対応するように努め、皆さまが抱える経営課題の解決に質の高いソリューションを提供していくことで、皆さまとともにこの難局を克服し、ともに成長してまいりたいと思います。

「中小企業の、中小企業による、中小企業のための金融機関」として、皆さまから信頼され、そして支持され、今まで以上にお役に立てるよう役職員一同、努力を重ねてまいりますので、今年も格別のご指導とお引き立てを賜りますようお願い申し上げるとともに、皆さまのご繁栄とご健勝をお祈り致しまして年頭のご挨拶と致します。

年頭のご挨拶

株式会社日本政策金融公庫盛岡支店

支店長　　安 藤　壽 男

あけましておめでとうございます。
皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

日本経済は、海外経済の持ち直しを受け、緩やかに回復しているといわれていますが、実感としては経済の先行きに不安を感じている方が多いのではないかと思います。また、急激な円高や財政支出の絞り込み（事業仕分け）が景気回復に水を差すのではと懸念されるところです。少なくとも経営努力が報われるような社会であってほしいものです。

さて、先頃、タビオ㈱の創業者である越智直正氏が日経ビジネス（９月２１日号）の有訓無訓で述べられている内容を紹介します。皆様にとって参考になるのではと思い取り上げました。
同社は靴下やタイツなどの専門店である「靴下屋」を直営とＦＣで展開する企業です。同社の凄さは、ありきたりの商品をビジネスに繋げたその考え方にあります。

靴下は「３足１，０００円」に代表され、ご存知のとおり中国から廉価品がなだれ込んでる商品です。付加価値のつけにくい商品で中国とどう勝負しているのかとよく聞かれるそうです。しかし、世界中で今一番欠乏しているのは「高品質の靴下」なのだそうです。
「１ダース１２足単位の販売が常識だった業界で１足からの注文を受け付けた」ことが鏑矢だそうです。「価格競争には底がない。とことん値段は下がっていく。一方、デザインを競う競争にも勝者はない。流行れば必ず廃れる。要するに不易流行です。」とも。「経営とは突き詰めれば商品の研究です。最善の力を振り絞り、どこにも負けない品質と早さと価格で、お客様に指示される商品を提供していく。」とも言っています。
たかが靴下、されど靴下です。この話を伺って、商売の原点をあらためて認識させられました。まさに「目から鱗」です。

商品力の見直しや経営改善に日々真摯に取り組んでいる皆様の経営の発展のために、㈱日本政策金融公庫の三事業一丸となって、今年１年取り組んでまいります。これまで以上のご支援、ご協力をあらためてお願い申し上げます。

本年が皆様にとって幸多き年となることを祈念して、年頭のご挨拶といたします。

新年のご挨拶

岩手県商工会議所連合会

会長　　永 野　勝 美

新年明けましておめでとうございます。

皆様には初春をお健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年中は、本県の経済団体の中心として中小企業団体の育成、支援に尽力され、また私ども商工会議所連合会にご協力賜ったことに厚く御礼申し上げます。

我が国経済は、大企業を中心に、このところ持ち直しの動きがあると見られておりますが、個人消費の低迷や設備投資の減少などの影響により地域を支える中小・小規模企業は依然として非常に厳しい状況にあります。昨年末あたりから急激な円高や株安、デフレの兆候などにより景気の「二番底」懸念を払拭できずに、そのまま新しい年を迎えてしまった感があります。

大変な経済危機のなかにあって、昨年９月にスタートした新政権には日本経済、就中、地域経済の担い手である中小企業の頑張りを支えるための財政出動、税制改正など、あらゆる政策手段を動員し、中小企業が元気になる諸施策を確実に講じていただきたいと考えます。

地方の疲弊が目立つなか、私共商工会議所として昨年に引き続き力を入れて取り組みたいことの一つとして、地域循環型経済の確立があります。地域経済の活性化には、「地域にお金を呼び込み」「地域内でお金を循環させ」「地域からお金をできるだけ流出させない」という仕組みを構築し、持続、発展をさせることがまずもって重要であります。もとよりグローバル経済の中であえてこういう施策をもって臨むことは忸怩たるものがありますが、如何せん自らを守るためには地域は地域で守らざるを得ないものであります。我々の地域には、伝統的な「結い」の思想という「地域内総合扶助の精神」が息づいており、これを産業経済活動に具体的な形で実現するよう、商工会議所として先導的に取り組んでいきたいと考えております。

現在、「いわて未来づくり機構」が取り組んでいる施策研究や農商工連携の展開なども、今後一層取り組みを進めていきたいと考えております。

また、世界不況により一時大幅に落ち込んだ自動車産業も増産体制への転換が進んでおりこれを核とする関連産業のさらなる発展に協力することは勿論、観光産業の振興による交流人口の拡大、各地域のまちづくりと商業振興の一体的な取り組みなどにより地域活性化を推進することが必要であり、関係の皆さんと連携を取りながら総合経済団体としての役割を果たして参りたいと考えております。

県内各業界でご活躍の皆様を取り巻く課題は多々あろうかと存じますが、私共商工会議所連合会としても皆様からご意見、ご提言をいただきながら、本県の活性化に役立つ諸活動に取り組んで参りたいと考えておりますので、関係各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

年頭にあたり、皆様のご隆盛、ご活躍とこの一年のご健勝を心からお祈り申し上げまして、新年のごあいさつといたします。

新年のご挨拶

岩手県商工会連合会

会長　　千 葉　庄 悦

平成二十二年の年頭にあたり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

岩手県中小企業団体中央会並びに会員の皆さまにおかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

我が国経済は、世界的な金融危機の発生以来、最悪期を脱し、持ち直しの動きがあるとの見方も示されておりますが、輸出依存型の経済構造と急激な円高圧力により競争力の回復には至っておらず、需要不足によるデフレの長期化や、雇用の減少、賃金の下落など依然として厳しい状況が続いております。

また、各地において昨今の人口減少・少子高齢化に対応した選択と集中による地域経営が推進され、医療や福祉、教育といった分野においても、統廃合が進み、ますます地域の疲弊に結び付く状況におかれております。

本県におきましても、あらゆる分野において地域間格差が生じ、地域コミュニティの崩壊が顕在化しております。

特にも、県内事業所の大宗を占める小規模事業者は、不況に伴う信用の収縮により、十分な資金を確保する事が難しくなり、消費需要の低迷と併せて、廃業に歯止めがかからず、地域振興にとって看過できない大きな課題となっております。

このような厳しい状況の中、新年を迎えましたが、特に今年は商工会法施行５０周年の節目となることから、商工会の「会員企業の繁栄・発展を支援し、会員から必要とされる組織」、「地域経済の発展に寄与し、地域住民・行政等から必要とされる組織」という２つの使命を再認識し、これからの商工会の進むべき方向性を行動指針として定め、広域的な視野に立ち組織改革へと力強く邁進して参りたいと存じます。

特にも、巡回指導を強化するとともに、創業・経営革新支援事業や若手後継者、企業人の育成事業を実施し、併せて商工会地域の産業振興のために農商工連携など新たな事業展開への支援も強化し、地域商工業者の経営力向上と、潜在力の発揚など地域振興・活性化を図って参ります。

さらに、県内各関係機関との緊密な連携を図りながら、地域を支える小規模事業者への支援が後退することがないよう、会員の英知と創意工夫により、様々な事業に取り組んでまいる所存でありますので、関係各位の一層のご支援をお願い申し上げます。

年頭にあたり、岩手県中小企業団体中央会の会員各位をはじめ関係者の皆さまのご多幸と更なるご発展を祈念いたしまして挨拶といたします。

鈴木会長、民主党本部にて緊急要望を実施

本会鈴木会長（全国中小企業団体中央会 副会長を兼務）ら全国中央会の正副会長は、１２月４日（金）、国会議事堂院内において、高嶋良充 民主党筆頭副幹事長・参議院幹事長、吉田おさむ副幹事長（陳情等関連の経済産業省担当）と面会し、１１月１９日（木）に埼玉県の幕張メッセにて開催された「第６１回中小企業団体全国大会」の決議要望事項の実現についての陳情及び先に行われた行政刷新会議の事業仕分けの評決結果に対する緊急要望を行った。

全中鶴田会長から、「景気対策、雇用対策の早期実施等が不可欠である」こと、「事業仕分けが行われたものづくり補助金をはじめとする中小企業支援施策はいずれも必要不可欠なものであり、充分な予算措置を図ってもらいたい」旨の申し入れを行った。

高嶋、吉田両副幹事長に要望を行う鈴木会長（左）

これに対し、高嶋筆頭副幹事長及び吉田副幹事長からは、「経済情勢が厳しいことは強く認識しており、中小企業の景況回復に向けて全力を挙げて取り組みたい」また、「事業仕分けの評決結果は参考とするものであり、最終決定ではない」旨の答弁があった。

民主党岩手県連へ事業仕分けに関する緊急要望を実施

本会平澤専務理事は、１２月１０日（木）に民主党岩手県総支部連合会を訪れ、佐々木順一党県連幹事長、大宮惇幸党県連総務会長、新居田弘文党県連組織委員長兼団体渉外委員長と面会し、中小企業支援事業に係る「事業仕分け」評決結果に対する緊急要望を実施した。

民主党県連幹部に緊急要望を行う平澤専務理事（左）

具体的には、１１月２６日に実施された行政刷新会議の「事業仕分け」において、経営力向上・事業承継等先進的支援体制構築事業（地域力連携拠点事業）や新事業活動促進支援補助金（新連携・地域資源活用・農商工連携）、ものづくり中小企業製品開発等支援補助金、商店街・中心市街地活性化事業等の中小企業支援事業に関して、予算の縮減や見直し、計上の見送り等の評決がなされたことに対し、地域経済とそれを支える中小企業の活力向上のためにも、縮減・見送り等することなく万全の措置を講ずるよう強く要望する内容となっている。

これに対し、民主党県連の佐々木幹事長より、「何れの要望も県内中小企業に及ぼす影響が大きいことは理解できる」とし、「県連で重点判定を判断し、必要のある時は国会議員団会議を開き、意見徴取して決定のうえ、それを組織委員会に挙げたい」旨の答弁があった。

県内経済５団体、岩手県に緊急要望を実施

本会及び岩手県商工会議所連合会、岩手県商工会連合会、社団法人岩手県経営者協会並びに社団法人岩手経済同友会の県内経済５団体は、１２月１５日（火）に岩手県庁を訪れ、独占禁止法に基づく審決案が出された県内建設業者に係る対応への要望書を提出した。

５団体から代表者を含む１２名が出席、本会からは鈴木会長及び藤村事務局長が出席した。

この要望は、県発注建築工事において独占禁止法違反が行われたとして、県格付建築Ａ級の県内建設業者の多くに対して、排除措置命令等の審決案が出されたことにより、県として当該業者に指名停止処分を行うに当たり地域経済と雇用に重大な影響を与えることが予測されることから、特段の配慮を求める内容となっている。

これに対し、岩手県の宮舘壽喜副知事は、「長期の指名停止処分をした場合の本県経済への影響もあるので慎重な対応を要するものであり、まずは審決の内容をよく読み、適切な対応を行うよう十分検討する。」旨の答弁があった。

また同日、佐々木一榮岩手県議会議長に対しても、同様の要望を行った。

宮舘副知事に要望書を提出する鈴木会長(左奥から２番目)

岩手県議会議長宛の要望書も提出

学卒予定者の就職・採用活動の取扱いについて

文部科学省高等教育局及び厚生労働省職業安定局では、平成２２年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者の就職・採用活動に関する取り扱いについて、卒業予定者の採用活動等が円滑に行われるよう、主要経済団体に対し周知協力への要請を行った。

内容は、平成２２年度の大学等の卒業予定者の採用・就職活動について、社団法人日本経済団体連合会が策定した「大学卒業予定者・大学院修士課程修了予定者等の採用選考に関する企業の倫理憲章」及び大学等で構成する就職問題協議会が策定した「平成２２年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」の双方について、企業側及び大学側がこれらを尊重することで合意したことから、これら憲章・申合せの周知を行い、就職活動等の円滑な推進を図るものとなっている。具体的には、次の項目についての協力依頼があげられている（一部のみ掲載）。

○ 平成２２年度の大学等新卒者に係る求人票・求人要項等は、来年４月１日以降の展示・公開とする。

○ 大学新卒者を対象とした求人要項記載のあるガイドブック等の発行は同年４月１日以降とする。

○ 公共職業安定機関主催の就職面接会は、展示・公開開始以降、求人状況等に応じて開催する。

本件に関する問い合わせは、文部科学省高等教育局 学生･留学生課 厚生係 ℡:03-5253-4111(内線2519)まで。

県内経済５団体、岩手県に緊急要望を実施

本会及び岩手県商工会議所連合会、岩手県商工会連合会、社団法人岩手県経営者協会並びに社団法人岩手経済同友会の県内経済５団体は、１２月１５日（火）に岩手県庁を訪れ、独占禁止法に基づく審決案が出された県内建設業者に係る対応への要望書を提出した。

５団体から代表者を含む１２名が出席、本会からは鈴木会長及び藤村事務局長が出席した。

この要望は、県発注建築工事において独占禁止法違反が行われたとして、県格付建築Ａ級の県内建設業者の多くに対して、排除措置命令等の審決案が出されたことにより、県として当該業者に指名停止処分を行うに当たり地域経済と雇用に重大な影響を与えることが予測されることから、特段の配慮を求める内容となっている。

これに対し、岩手県の宮舘壽喜副知事は、「長期の指名停止処分をした場合の本県経済への影響もあるので慎重な対応を要するものであり、まずは審決の内容をよく読み、適切な対応を行うよう十分検討する。」旨の答弁があった。

また同日、佐々木一榮岩手県議会議長に対しても、同様の要望を行った。

宮舘副知事に要望書を提出する鈴木会長(左奥から２番目)

岩手県議会議長宛の要望書も提出

学卒予定者の就職・採用活動の取扱いについて

文部科学省高等教育局及び厚生労働省職業安定局では、平成２２年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者の就職・採用活動に関する取り扱いについて、卒業予定者の採用活動等が円滑に行われるよう、主要経済団体に対し周知協力への要請を行った。

内容は、平成２２年度の大学等の卒業予定者の採用・就職活動について、社団法人日本経済団体連合会が策定した「大学卒業予定者・大学院修士課程修了予定者等の採用選考に関する企業の倫理憲章」及び大学等で構成する就職問題協議会が策定した「平成２２年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」の双方について、企業側及び大学側がこれらを尊重することで合意したことから、これら憲章・申合せの周知を行い、就職活動等の円滑な推進を図るものとなっている。具体的には、次の項目についての協力依頼があげられている（一部のみ掲載）。

○ 平成２２年度の大学等新卒者に係る求人票・求人要項等は、来年４月１日以降の展示・公開とする。

○ 大学新卒者を対象とした求人要項記載のあるガイドブック等の発行は同年４月１日以降とする。

○ 公共職業安定機関主催の就職面接会は、展示・公開開始以降、求人状況等に応じて開催する。

本件に関する問い合わせは、文部科学省高等教育局 学生･留学生課 厚生係 ℡:03-5253-4111(内線2519)まで。

金融円滑化法と条件変更対応保証制度の概要

１２月４日、現下の厳しい経済情勢にある中小企業の資金繰り支援として、金融機関に返済猶予などを促す「中小企業金融円滑化法」が施行された。本稿では法律の概要を以下のとおり紹介する。

● 中小企業金融円滑化法の概要 ●

１．金融機関の努力義務

・金融機関は、中小企業者又は住宅ローンの借り手から申し込みがあった場合には、できる限り、信用供与（融資）や貸付条件の変更、旧債の借換等の適切な措置をとるように努める。

・金融機関は、申込み又は求めがあった場合には、他の金融機関、政府系金融機関、信用保証協会、企業再生支援機構、中小企業再生支援協議会等との緊密な連携を図りつつ、できる限り、貸付条件の変更等の適切な措置等をとるよう努める。

２．金融機関自らの取組み

・金融機関に貸付条件変更等の措置を適切・円滑に行うことができるよう、必要な体制の整備を義務付。

・金融機関に、貸付条件の変更等の実施状況及び本法律に基づき整備した体制等を開示するよう義務付。

３．行政上の対応

・金融機関に、貸付条件の変更等の実施状況を当局に報告するよう義務付（行政庁が取り纏め公表）。

・金融検査の実施。

４．信用補完事業の充実のための措置

・政府は、金融機関の信用供与の円滑化を図るため、信用保証協会が行う中小企業者に関する信用補完事業の充実に係る財政上の措置を講ずる。

５．施行期間

・平成 23 年 3 月までの時限措置とする。

● 条件変更対応保証制度の創設 ●

前記法律の施行に伴い、民間金融機関に貸付条件変更等の要請に前向きに応える努力義務が課されることに伴い、今まで公的金融機関と取引のない中小企業者でも、民間金融機関の条件変更等を促し、信用保証協会による返済負担軽減支援を受けられるよう「条件変更対応保証制度」が新たに創設された。

この制度は原則、公的金融機関（日本政策金融公庫・商工組合中央金庫・信用保証協会）を現在利用していない中小企業者が対象である。運用は本年１２月１５日より開始。

(1)保証割合	４０％
(2)保証期間	延長含め、最長３年
(3)保証料	２．２％
(4)保証限度額	２億８，０００万円（８，０００万円超の無担保保証も相談可）
(5)金利	取引金融機関の所定利率。但し、保証による低減分を引き下げることが要件となる。
(6)取引期間	平成２３年３月３１日まで申込み可能
(7)留意事項	本制度の利用については、中小企業と金融機関で協力し、経営改善計画・返済計画を作成実行する必要がある。利用検討の際は取引金融機関に相談のこと。

制度に関する問い合わせは、東北経済産業局　℡：022-221-4922　または、岩手県信用保証協会保証一課・二課　℡：019-654-1501～1502　もしくは最寄りの支所まで。

酒造人材育成研修の実施報告

本会では、日本三大杜氏の一つとして挙げられる南部杜氏の伝統的清酒製造技術を継承しつつ、機器分析手法や官能評価手法による、品質の客観的評価結果を製品や製法に反映することが出来る酒造人材の育成を目的に「次世代南部杜氏育成研修」を開催した。

本研修は、全国中小企業団体中央会「ものづくり分野の人材育成・確保事業」の補助を受けて実施したものであり、８月２５日（火）の第一回講義を皮切りに１２月８日（火）の最終講義までの全２４コマにわたり実施したものである。本稿では、当研修の実施内容を報告する。

熱心に講義に臨む受講者

○ カリキュラム ○

酒造工程の基礎から、香りや滑らかさなどの官能評価の方法とその実技、吟醸酵母の特性や吟醸酒製造法、精米から洗米、製麹から蒸しまでの仕込みの実習、アルコール等化学物質の分析法、グルコースや酵素力価等の最新の測定技術、最後に酒造に携わる者の心得・技術論までの、非常に幅広い全般にまたがる講習内容で、座学と実習を組み合わせ、実践力のある効果的な講習を実施。

色・香・味等の官能評価を行う

○ 実施体制 ○

次世代南部杜氏育成事業推進委員会を本会に設置。委員には県内酒造業界団体の代表者をはじめ学識経験者、公設試験研究機関の食品醸造関係者の他、本会役職員も加えた７名で構成。講師には、公設試験研究機関の醸造技術者、県内外の酒造メーカーの担当者から研究者、実践者等１０名を招聘。

精米設備等の構造を修得中

○ 研修寸評 ○

酒造総論から始まり、精米等原料処理に関する知識、醸造工程全般に関する知識の習得とその実習の他、高度な清酒製造技術に関する知識の習得等に加え、清酒鑑評審査同等の評価実習、その裏付けとなる分析技術の実習等により、客観的な評価技能を習得。製造、貯蔵、品質管理等の課題解決手法の習得を図った。

日々の酒造りについてより深く切り込んだことで受講者の気付きを後押しすると共に、業務上では未経験の分野の技能習得等、業界ニーズを踏まえた次世代の酒造りを担う人材の育成研修となった。

仕込み実習

平成２１年度　若手経営者交流会を開催

本会では、若手経営者・後継者等が抱えている課題の解決や連携構築による一層の活性化等を目的に、１１月２５日（水）の花巻地区を手始めとし、１２月８日（火）の盛岡地区、１２月１０日（木）の奥州地区の県内３地区において「若手経営者交流会」を開催した。

この交流会は、各青年部の活動の状況や抱えている問題点・課題の把握の他、今後の青年部運営方針等について懇談し、全体での問題意識の共有及び連携強化促進のため、青年部及び若手経営者同士の意見交換を行うことを目的に開催。本会と岩手県中小企業青年中央会の共催で実施し、３地区で延べ４２名の出席を得、交流会は成功裡に終了した。

本稿では、１２月８日に盛岡地区で開催された交流会の内容について紹介する。

● 各青年部から活動状況等の発表 ●

岩手県中小企業青年中央会の佐藤会長の開会挨拶に続き、本会職員による中央会事業の説明の後、各青年部の代表者から現在の活動状況や抱える課題、これから実施したい事業、本会への要望等を１０分程度で発表。

次代の本県経済を支える基盤人材たらんとする若手経営者・青年部は、新たな知識獲得のための講習会開催事業など積極的に開催している一方、活動財源や新規加入者確保の問題等、共通した課題も明らかになった。

青年中央会の会員青年部から代表者らが出席

● 意見交換（フリートーキング）●

佐藤青年中央会長が座長となり進めた意見交換では、出席者から様々な話題が出され、活発な意見交換となった。特にも、同業種の青年部同士の連携活動についてはこれまで独自に取り組んできたものの、異業種青年部との連携については機会が無かった等の理由により踏み出すことができなかった等の背景もあり、今回の意見交換会で互いの夢や希望を語ることが出来、新たなコラボレーション構築の可能性が芽生えた。

座長を務める佐藤青年中央会長(前列左)

● 交流会開催の成果 ●

地産地活に取り組む青年部組織と商店街の青年部組織が互いのイベント事業で連携し、出展等具体的な活動で協力することに合意した他、旅館業・サービス業等の多業種青年部組織と建設関連青年部組織がセミナー開催事業で連携する方向を確認した等、連携構築による一層の活性化に向けた取り組みを具体化・促進できた。

開催時間の終了間際まで活発な懇談は続き、交流会は盛況の内に終了した。

新たなコラボレーションを構築できた意見交換会

事業承継の円滑化に向けて　vol.4

事業承継の円滑化に纏わる新制度の概要について、前回１２月号に引き続き概要を掲載する。
今回は、相続開始後の手続き、中でも「相続税」の納税猶予制度に関する手続きについて紹介する。

【経済産業大臣の認定が必要】

「非上場株式等についての相続税の納税猶予制度」は、後継者が自社株式を相続等により取得した際、規定に基づく計算方法で算出された自社株式の相続税の８割が（担保を提供することにより）納税猶予される制度である。この制度の恩典を活用するには、相続開始前に「経済産業大臣の確認」を受ける必要がある。

相続開始後の手続きで最初に要することは、この「確認」を「認定」に変えることである。具体的には、相続開始翌日から８ケ月経過日までに、会社の要件・後継者の要件等、経営承継円滑化法に基づく諸要件を満たしていることについて「経済産業大臣の認定」を受ける必要がある。

【認定の対象となる会社の要件】

経済産業大臣の認定を受けられる企業の要件として、① 上場会社でないこと、② 中小企業者に該当しない会社でないこと、③ 風俗営業会社でないこと、④ 資産保有型会社・資産運用型会社でないこと、⑤ 総収入金額・従業員数がゼロの会社でないこと、の５要件がある。④の資産保有型会社とは、有価証券・自ら使用していない不動産・現金預貯金等の「特定資産」の保有割合が、帳簿価格総額の７０％以上である会社をいう。また、資産運用型会社とは、総収入金額のうち特定資産の運用収入額が７５％以上である会社をいう。

【経済産業大臣の認定の手続き】

経済産業大臣の認定を受けるためには、法の定める様式に基づき「認定申請書」及び添付資料を経済産業大臣に提出し、認定の申請を行う必要がある。実務上は、所轄の地方経済産業局宛に提出する。この認定の有効期限は、相続税申告期限の翌日から５年経過日までとなっている。

【税務署への手続きも別途必要】

相続税の申告に関する税務関係の手続きとしては、上記の認定申請の他、次の手続きを別途要する。① 被相続人の遺産・所得の把握の後、相続放棄の検討が３ケ月以内、② 準確定申告が４ケ月以内、③ 相続税の申告・納付が１０ケ月以内。

【担保提供手続きが必要】

「非上場株式等についての相続税の納税猶予制度」は、後継者が自社株式を相続等により取得した際、規定に基づく計算方法で算出された自社株式の相続税の８割を（担保を提供することにより）納税猶予する制度であるため、担保の提供を要することになる。担保提供については相続税だけでなく、贈与税の納税猶予の際も必要となる。具体的には、納税猶予された相続税額に相当する担保を、「振替株式、土地、建物、保証人の保証」等により提供することになる。担保の提供は、管轄の供託所（法務局等）に供託の申請をしその後、日銀本支店等の納付窓口で納付する。

なお、担保提供についての別な定め（みなし規定）によれば、経営承継相続人が納税猶予分の相続税額について特例非上場株式等の全てを担保提供した場合は、その額が納税猶予された相続税額に満たなくても、担保提供されたとみなされる。

～ 会 員 情 報 ～

創立２０周年記念式典を開催	ＬＥＤイルミネーション点灯	社会福祉協議会に車イスを寄贈
盛岡中央工業団地協同組合	花巻市末広町商店街振興組合	盛岡個人タクシー協同組合
同組合（久慈俊幸理事長）では、１２月４日、ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイングにて創立２０周年記念式典を開催、関係者多数の参加の下、盛大かつ厳粛のうちに式典は終了した。	同組合（山田正之会長）では、経済産業省の「グリーン・クリスマス・ライトアップ」事業の認証を受け、１月まで LED イルミネーションを点灯、環境に配慮しつつ賑わい創出を目指す。	同組合（柿澤茂理事長）では、岩手県社会福祉協議会（会長：菅三郎 本会顧問）に車椅子５台を寄贈した。組合の社会福祉貢献活動の一貫で、全国個人タクシー協会の５０周年を記念しての寄贈。
厚生労働大臣表彰を受賞	**シンボルキャラクター決まる**	**ポイントが割増買物券に**
岩手県アパレル協同組合	盛岡駅前商店街振興組合	はなまきカード協同組合
同組合（千葉繁理事長）では、認定職業訓練や技能検定の推進に貢献した団体等を表彰する厚生労働大臣表彰において、技能検定功労表彰を受賞、１１月１６日、長妻厚生労働大臣より表彰状が授与された。	同組合（石田和徳理事長）では、開運や親しみやすさをテーマとしたキャラクターを全国公募し決定、イベントや様々な組合事業を行う際の活躍が期待されている。１２月２０日にお披露目をした。	同組合（松田一守理事長）では、「もっすカード」に貯まったポイントを、加盟店で利用可能な割増買物券に換えるサービスを実施、700 ポイントが 1,000 円分の買物券となり、買い得感が増している。

～ Ｑ＆Ａコーナー ～

組合等を運営する中で生じやすい法律や税務、労働等の諸問題について、Ｑ＆Ａ形式で紹介。

（質問）

賃金引き下げなど労働条件の引き下げを行う際に留意すべき点は何か。

（回答）

賃金引き下げや定期昇給の見直しなどの、労働者側にとって不利益となる労働条件引き下げに関する変更については、法理上「合理的な理由」を必要とされる。裁判例（最高裁判所判決平 12.9.7 みちのく銀行事件）ではこの不利益変更について、賃金・退職金など労働者にとって重要な権利、即ち労働条件に関する不利益変更は、高度の必要性に基づいた合理的な内容のものである場合に限り有効となり、具体的には、労働者が被る不利益の程度、使用者側の変更の必要性の内容・程度、代償措置その他関連する他の労働条件の改善、労働組合等との交渉の経緯などを総合的に考慮して判断するとされ、判例上・法理上も非常に厳しい要件が要求されている。

但し、実態として、賃金引き下げ等の労働条件引き下げが不可避の場合は、十分な労使の協議を経て就業規則や労働契約の変更を行うなどの手続きを経た後に、その実施が一時的なものか恒常的なものかの説明を従業員に対して十分に行い、合意を得たのであれば、賃金引き下げ等の労働条件変更も可能である。

～ お知らせ ～ 組合の紹介記事など募集中です！！

本誌「ネクサス」に、貴組合の紹介やイベント情報、製品情報など、掲載してみませんか。

情報交流の場として、是非本誌をご活用下さい。なお、本誌の発行主旨をご理解され、公序良俗に反しない内容であれば結構です。掲載希望の場合は、本会 市場開発部 渡辺 までお問い合わせ下さい。

中小企業緊急雇用安定助成金の要件緩和（厚生労働省）

厚生労働省では、中小企業緊急雇用安定助成金（雇用調整助成金）の支給要件の緩和を発表した。この緩和は、１２月８日に閣議決定された０９年度第２次補正予算の「明日の安心と成長のための緊急経済対策」のうち、緊急雇用対策（緊急的な支援措置と緊急雇用創造プログラム）に盛り込まれているもので、年明けの通常国会に同対策を含む２次補正予算を提出し審議を経るものの、同要件緩和等の一部の対策については前倒し執行されることとなっている。

具体的には、現行の生産量要件（売上高又は生産量の最近３ケ月間の月平均値がその直前３ケ月又は前年同期に比べて５％以上減少していること（但し、直近の決算等の経常損益が赤字であれば５％未満の減少でも可））を満たす事業所に加え、対象期間（事業主が初回の計画書を提出した際に自ら指定する助成制度となる期間（１年間）をいい、生産量要件は対象期間ごと（１年ごと）に確認）の初日が、平成２１年１２月２日から平成２２年１２月１日の間にあるものに限り、「売上高又は生産量の最近３ケ月間の月平均値が前々年同期に比べ１０％以上減少し、直近の決算等の計上損益が赤字である中小企業」についても利用を可能としたことである。

これにより、経済情勢が急速に悪化した昨年と比べれば生産量が持ち直しているものの、２年前と比べればなお低水準にとどまっている中小企業などが利用できるようになる。

本件に関する問い合わせは、厚生労働省職業安定局雇用開発課　℡：03-3502-1718　まで。

特定（産業別）最低賃金の改定（岩手労働局）

岩手労働局及び労働基準監督署では、岩手県の特定（産業別）最低賃金額を発表した。既に岩手県の地域別最低賃金（全産業の労働者に適用）については時間額　６３１円（平成２１年１０月４日発効）が発表されているが、特定（産業別）最低賃金は、特定の産業について設定されている最低賃金であり、関係労使が基幹的労働者を対象として、「地域別最低賃金」よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要とされる産業について設定するものである。

なお、各業種別の最低賃金額とその発効日については、下記のとおり。

○ 鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業 → ７０４円（平成２１年１２月３０日発効）
○ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 → ６８８円（同上発効）
○ 光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業 → ６９２円（平成２１年１２月３０日発効）
○ 各種商品小売業 → ７００円（平成２２年３月１日発効）
○ 自動車小売業 → ７１３円（平成２１年１２月３０日発効）

なお、鉄鋼業の時間額　７１５円、日額　５，７１４円、平成１２年１２月１０日発効は改訂されない。

本件に関する問い合わせは、岩手労働局労働基準部賃金室　℡：019-604-3008　または最寄りの労働基準監督署まで。

危機対応業務の取り組み（商工中金）

商工組合中央金庫では、中小企業等の資金繰りを強力に支援するため既に講じている危機対応業務について、政府の金融対策強化の一環として、運用の見直しと取り組みの拡充を行うことを発表した。

具体的には、景況悪化による売上減少等で業況に影響を受け、一時的に資金繰りに支障をきたしている中小企業者等や、取引金融機関との取引状況が悪化し資金繰りに支障を来している中小企業者等を対象に、商工中金の既往融資と一本化して借換を行い、資金繰りの円滑化を図る制度（中小企業等向けツーステップローン）の取り扱いの開始の他、取引企業の倒産により、一時的に資金繰りに困難を来している中小企業者等を対象にした損害担保付貸出（取引企業倒産対応資金）の取り扱いの開始がある。

貸付限度額・適用利率等の詳細についての問い合わせは、㈱商工組合中央金庫盛岡支店　℡：019-622-4185まで。

著作権法の一部改正（文化庁）

文化庁では、著作権法の一部改正を行い、平成２２年１月１日より改正法を施行することを発表した。
内容は、これまでの著作権法においては、個人的に楽しむことを目的とする場合、著作権者の許諾無く著作物を利用できることになっていたものを改め、近年のインターネットの普及及び大容量化を背景に、携帯電話向けの違法音楽配信サイトやファイル交換ソフト等を用いて、著作権を侵害して配信される音楽・映像をダウンロードする行為が非常に多くなっていることから、著作権を侵害するインターネット配信と知りながら音楽や映像をダウンロードする行為は、個人的に楽しむ目的であっても違法（権利侵害）であると規定された点である。
本件に関する問い合わせは、文化庁長官官房著作権課　℡：03-5253-4111　まで。

地域ものづくり補助金の採択結果（岩手県）

岩手県では、地域のものづくり企業が自社の生産･製造技術の高度化を目的とする研究開発を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する事業「地域ものづくり企業技術高度化支援事業」の採択結果を発表した。この事業は、現下の厳しい経済・雇用環境への対策の一環として、平成２１年度９月補正予算において予算措置したものであり、総数で５１件の申請があり、採択件数は２８件となっている。
採択企業とその実施計画については、岩手県商工労働観光部 科学・ものづくり振興課のホームページを確認のこと（http://www.pref.iwate.jp/list.rbz?nd=520&ik=3&pnp=17&pnp=62&pnp=502&pnp=520）。
なお、採択２８企業のうち、本会・全国中央会の実施した「ものづくり中小企業製品開発等支援補助金」の１次・２次募集にエントリーした企業は１０企業となっている。
本件に関する問い合わせは、岩手県商工労働観光部 科学・ものづくり振興課　℡：019-629-5551 まで。

外国人技能実習制度の変更に伴う諸手続（全国中央会）

全国中央会では、入国管理法が改正されたことに伴い、新たに在留資格として「技能実習」が創設され、従来の「外国人研修・技能実習制度」が「外国人技能実習制度」に変更されるに伴う諸改正について、実施組合への周知を図るよう、各都道府県中央会に要請した。
具体的な改正として、① 実習実施機関で技能等の修得活動を行う際、労働基準法や最低賃金法等の労働法制上の保護が受けられるよう、雇用契約の締結の義務付け、② 入国直後の監理団体による一定期間の講習の実施や相談体制の構築の義務付け、③ 監理団体の「責任と監理」の強化、④ 不正行為の対象となる事由を明確化し、重大な不正は受入停止期間を５年に延長、などがある。
また、以前より「技能実習の予定のある研修生を国外から受入企業等にあっせんすることは、職業安定法上の職業紹介事業に該当する」旨が「技能実習制度推進事業運営基本方針（厚生労働大臣公示）」に明記されていたが、この度、法務省による「技能実習生の入国・在留管理に関する指針（案）」においても、「監理団体が技能実習生と実習実施機関との間における雇用契約の成立をあっせんする場合には、職業安定法等に規定する職業紹介事業に該当し、職業紹介事業の許可等が必要」と明記されたことから、外国人技能実習生共同受入事業を実施する事業協同組合等においては、職業紹介事業の許可・届出及び定款への職業紹介事業の追加が併せて必要となる。定款変更等の手続きの際は、認可行政庁、都道府県労働局と十分に連絡・調整を行うとともに、本会まで相談のこと。以下に、定款変更の記載例を紹介する。

【技能実習生共同受入事業の記載例】（変更）→ 組合員のためにする外国人技能実習生共同受入事業
【職業紹介事業の記載例】（追加）→ 外国人技能実習生受入れに係る職業紹介事業

本件に関する問い合わせは、岩手県中央会　℡：019-624-1363　または全国中央会労働政策部　まで。

情報連絡員レポート

景況は先行き懸念が強まる(平成 21 年 11 月)

〈全体の概要〉

１１月はデフレ傾向が強まり低価格商品しか売れず、限られた仕事の中での価格競争や値下げ要請もあり、販売価格の低下圧力が強まっていて、二番底を懸念する声も大きくなっている。

中小企業の景況は、個人消費や法人需要の低迷が一層顕著になる中で、受注・売上が減少。依然として続いている販売価格の低下が収益の悪化を招き、先行き懸念が強まる厳しい状況である。

〈主な業界及び地域組合等の動向〉

◆パン製造業

学校給食部門はインフルエンザ、卸部門は安売りの被害甚大。大幅に業績を上げるのは難しい。

◆漬物製造業

量販店の売上全体の減少が顕著に見られ、本来、景気に左右されない食品にまで影響が現れている。

◆一般製材業

住宅着工数が大幅に落ち込み、製材品の動きが見られない。年末の資金繰りが不安。

◆砕石製造業

例年忙しい時期であるはずが、今年は依然として低調である。

◆銑鉄鋳物製造業

鉄器の売行きは景気低迷の影響から低水準で推移。輸出は円高の影響を懸念。機械鋳物は徐々に増加。

◆金属製品製造業

若干の受注増の兆候が見られるものの、株安、円高など景況不安要素があり、二番底を懸念。

◆一般機械器具製造業

受注量は若干増加傾向にあるが、一時帰休は続く。

◆水産物卸売業

景気の悪さから、生活防衛色が強まり安い商品しか売れない状況。

◆酒・調味料小売業

売上･利益とも低水準。市場は活気不足で推移、一段と冷え込み、浮上の兆しさえ見られず。

◆野菜・果実小売業

総単価安の傾向が続き、各店舗は消費低迷を含めて落ち込み度合いは大きい。

◆燃料小売業

輸入ＬＰガスは最高値を 4 ヶ月連続更新中。県内小売価格は、年末年始の価格変動が懸念される。

◆鮮魚小売業

個人消費も 12 月の出費を控え低迷が続いている。

◆商店街（盛岡市）

業種により売上増の店舗もあれば、景気低迷・雇用不安による消費抑制で厳しい店舗もある。

◆商店街（久慈市）

厳しい経営状況で売上が低迷している。

◆旅館業

景気の低迷、新型インフルエンザの影響等により旅行需要が弱まり低調な状況。

◆建物サービス業

年度契約の委託料が下落する中、苦しい状況のまま契約内容を履行している。

◆自動車整備業

仕事量に増加傾向。更なる先行き不安から代替より修理と判断するユーザーが増加したためか。

◆土木工事業

景気好転の兆しはなく大変厳しい状況が続く。

● 売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比ＤＩの推移グラフ（H20 年 11 月～H21 年 11 月）●

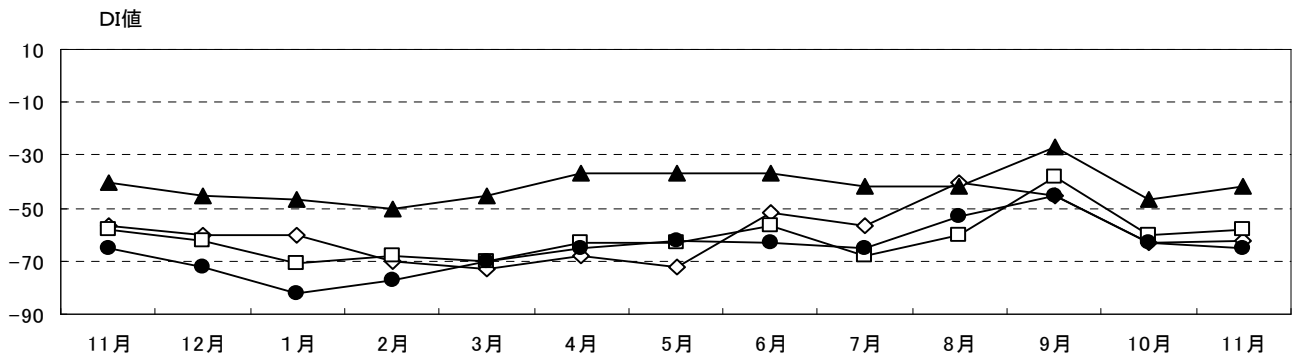

《◇…売上　□…収益　▲…資金繰り　●…景況》

平成２１年度 組合代表者会議の開催案内

◆日時：平成２２年２月１６日(火)　１３：００～
◆場所：盛岡市「ホテル東日本」
◆講演：『鳩山政権の経済運営のゆくえ ～どうなる今後の中小企業経営～』
◆講師：読売テレビ報道局特別解説委員　岩田 公雄 氏

◆ プロフィール◆

学習院大学法学部卒業　１９７４年　読売テレビ入社、事件記者として、グリコ森永事件等国内の重要事件を担当した後、１９８７年にＮＮＮマニラ初代特派員となり三井物産若王子マニラ支店長誘拐や日本赤軍潜伏事件、１９８９年６月の中国・天安門事件で取材に当たる。１９９２年　からは読売テレビ制作で毎週土曜朝８時から全国放送している情報番組「ウェークアップ！ぷらす」に解説者としてレギュラー出演。また日本テレビ・読売テレビ共同制作の「ザ・ワイド」や「ズームイン！！SUPER」でも政治・外交などの解説を担当。 大阪大学人間科学部、立命館大産業社会学部非常勤講師等を歴任。

※　当日の詳細につきましては別途ご案内申し上げます。
担当：統括指導センター
電話 019-624-1363
FAX 019-624-1266

中央会のホームページを是非ご活用下さい

本会が運営するホームページ（「応援します！がんばれ岩手の中小企業」）では、様々な情報をお伝えする「新着情報」の他、国や県などの「施策情報」及び「官公需情報」、「組合・組合員企業サーチ」など、多種多様な情報をいち早く、分かりやすく、タイムリーに提供しています。

また、この他にも、これから起業しようとする方を対象に「企業組合制度」のメリット等をお伝えする「チャレンジ起業家」コーナーや、自社の経営分析や経営革新、マーケティングをシュミレートできる「中小企業経営自己診断」コーナーなどがあります。是非一度ご覧いただきご活用されてはいかがでしょうか。

↑本会では、企業組合制度の設立から運営までをトータルサポート。創業をお考えの方は是非一度ご覧下さい。

↑経営診断を通じて自社の強みや弱みを把握し、新展開を図るために、まずは己を知ることが大切です。

◆主要日誌◆（12 月 1 日～ 12 月 31 日）

◎中央会主催事業
12/ 2　３Ｒセミナー(盛岡地区)
12/ 8　組合士会忘年会
若手経営者交流会(盛岡地区)
12/10　民主党に対する緊急要望
外国人研修・技能実習制度改正研修会
若手経営者交流会(奥州地区)
12/11　農商工連携人材育成研修
12/15　岩手県知事・県議会議長要望

◎関係機関・団体主催行事への出席等
12/ 4　全中正副会長会議・民主党陳情
地域力連携拠点全国フォーラム
12/ 9　岩手県商品開発研究会講習会・発表会
12/10　火災共済監査会･役員会
12/14　東北・北海道ブロック局長会議（宮城）
12/15　岩手県商工観光審議会
政策要望説明会（民主党県支部連合会）
12/16　岩手県消費生活審議会
12/17　中小企業組合基本問題研究会（全中）
12/18　信用保証協会理事会
全国健康保険協会岩手支部評議会
地域密着型金融に関する推進会議
12/21　いわて農商工連携ﾌｧﾝﾄﾞ並びに希望ﾌｧﾝﾄﾞ活性化審査委員会
黄金の国いわてフェア実行委員会幹事会
12/22　花巻市中心市街地審査委員会